

平成26年度東京都立両国高等学校いじめ防止基本方針

平成26年10月31日
校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む。
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動を支える。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応を図り、いじめ問題に適切に対処する。
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携を図り、総合的ないじめ防止に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ問題への基本的な考え方に則り、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるなど、いじめを把握した時は、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- いじめに関する校内研修の実施
- 学校評価による検証と基本方針の見直し
- 生徒に対する「生活意識調査」の実施
- 教職員に対する「いじめの発見チェックシート」による分析
- いじめを把握した時の迅速かつ組織的な対応策の検討・実施
- いじめ防止のための保護者・地域への啓発活動の推進と関係機関との連携

ウ 会議

定例会議として、年間5回（5，6，11，12，3月）の会議を実施する。

校長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。

エ 委員構成

校長、副校長（中高）、指導部主任（中高）、指導部保健担当、養護教諭（中高）、各学年生活指導担当（中高）、スクールカウンセラー（中高）

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する。また、学校が重大事態にあたるいじめを把握した時には、さまざまな専門家から解決に向けた意見聴取や協力を求め、いじめ問題に対し、充実した対応を図る。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会への助言・支援
- 生徒及び保護者への専門的な指導・支援

ウ 会議

定例会議として、年間2回（7，12月）の会議を実施する。

校長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。

エ 委員構成

校長、副校長（中高）、指導部主任（中高）、保護者、その他校長が必要と認める者（警察署職員他）

4 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

- ア 学校全体で「いじめは絶対に許されない。」という意識啓発と雰囲気醸成する。
- イ 道徳教育及び人権教育を充実し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ウ 教員と生徒と信頼関係構築を図り、生徒理解に基づく生徒指導を充実する。
- エ 問題を抱えた生徒への担任による指導・援助と担任を支える全校体制を構築する。
- オ 教職員のいじめに対する資質向上のために、校内研修等を充実する。
- カ いじめ問題をテーマとしたホームルーム活動を計画的に実施する。
- キ 生徒会等によるいじめ防止を訴えるような主体的な取組を指導・援助する。

（2）早期発見のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会によるいじめの早期発見を目的とした「生活意識調査」を年2回実施する
- イ スクールカウンセラーによる新入生（中高）に対する全員面接を毎年7月までに実施する。
- ウ 学級担任による定期的な個人面談を毎学期1回実施する。
- エ 指導部による教職員へ年2回の「いじめ発見のチェックシート」に基づく、分析を通して、教職員のいじめに対する資質向上及び校内の組織体制の改善を図る。
- オ 都教委の学校非公式サイト監視と連携し、ネット監視とネット上のいじめを把握する。

（3）早期対応のための取組

- ア 校長は、いじめを把握した時点で、学校いじめ対策委員会を臨時招集し、指導方針や対応策を策定する。
- イ 同委員会は、教職員の役割分担を明確にし、いじめ被害生徒や加害生徒、いじめの周辺にいて報告した生徒や傍観している生徒などに対して、複数教員による迅速かつ丁寧な聴き取りにより事実関係を把握する。
- ウ 同委員会は、被害生徒やいじめを報告生徒の安全確保及びスクールカウンセラーを活用した心理的なケアの実施し、加害生徒及び傍観している生徒への指導を行う。
- エ 同委員会は、必要に応じて加害生徒や傍観している生徒への指導や観察などを外部機関や保護者と連携・協力して継続的に実施する。
- オ 学級担任は、いじめに関係した生徒及び保護者への説明等を含め、いじめ解消後の指導を継続的に行うとともに、生徒や保護者の状況を同委員会に報告し、再発防止に向けて指導方針及び対応策などを検討・実施する。

(4) 重大事態への対応

- ア 重大事態への対応は、早期対応のための取組に加えて、被害生徒の安全確保を最優先した組織的な指導體制を構築して適切に対応する。
- イ 重大事態への対応に当たっては、学校サポートチームを臨時招集し、助言・協力を求めるとともに、必要に応じて警察へ相談・通報を行う。また、「いじめ対策緊急保護者会」を開催するなど、保護者の学校に対する理解と協力を求める。
- ウ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、東京都教育委員会との連携・協力を図る。
- エ 重大事態発生については、東京都教育委員会又は都知事へ報告する。

5 教職員研修計画

- (1) 第1回「いじめ問題の見方・考え方」(年度当初)
- (2) 第2回「スクールカウンセラーとの連携」(7月)
- (3) 第3回「生徒との効果的な面談の実施」(11月)

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会における「学校いじめ防止基本方針」の説明(1学期)
- (2) 保護者個別相談実施(夏期休業中、2学期)
- (3) 被害生徒および加害生徒の保護者に対するスクールカウンセラーによるケアの実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域と連携した「登校時の見守り」を実施
- (2) 暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報共有し対応策を協議
- (3) 都教委と連携した学校非公式サイト監視およびネットいじめに関する情報の共有

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケート内において、いじめ防止等の取組評価の実施(12月)
- (2) 学校評価分析結果に基づく、学校いじめ対策委員会による基本方針の改善(3月)